

平成22年3月19日（金曜日）

議事日程第5号

平成22年3月19日（金曜日）午前10時開議

- 第1. 議案の訂正について
- 第2. 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第82号 1件
- 第3. 議案第82号 由利本荘市副市長の選任について
- 第4. 委員長審査報告
- 第5. 議案第5号 由利本荘市職員倫理に関する条例の制定について
- 第6. 議案第6号 由利本荘市西滝沢水辺プラザ条例の制定について
- 第7. 議案第7号 由利本荘市畑作振興基金条例の制定について
- 第8. 議案第8号 由利本荘市外部評価委員会条例の制定について
- 第9. 議案第9号 由利本荘市組織条例及び由利本荘市行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第10号 由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第11号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第12号 由利本荘市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第13号 由利本荘市特別会計条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第14号 由利本荘市由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第15号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第16号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案
- 第17. 議案第17号 由利本荘市由利本荘ブロードバンドネットワーク使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第18. 議案第18号 由利本荘市電気通信事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第19. 議案第19号 由利本荘市入院医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 第20. 議案第20号 由利本荘市ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第21. 議案第21号 由利本荘市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例案
- 第22. 議案第22号 由利本荘市特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案
- 第23. 議案第23号 由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例案
- 第24. 議案第24号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第25. 議案第25号 由利本荘市八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案

- 第 26. 議案第 26 号 由利本荘市鳥海高原子供の国条例の一部を改正する条例案
- 第 27. 議案第 27 号 由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例案
- 第 28. 議案第 28 号 由利本荘市公共住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第 29. 議案第 29 号 由利本荘市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 30. 議案第 30 号 由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 第 31. 議案第 31 号 由利本荘市光ファイバ網テレビ共同受信システム条例及び由利本荘市光ファイバ網テレビ共同受信システム分担金及び使用料徴収条例を廃止する条例案
- 第 32. 議案第 32 号 由利本荘市由利老人福祉施設条例を廃止する条例案
- 第 33. 議案第 33 号 由利本荘市高齢者及び若者活性化活用農園施設条例を廃止する条例案
- 第 34. 議案第 34 号 由利本荘市休養宿泊施設「鳥海荘」財政調整基金条例を廃止する条例案
- 第 35. 議案第 35 号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設用伝送路整備工事請負契約の締結について
- 第 36. 議案第 37 号 財産の無償譲渡について
- 第 37. 議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 38. 議案第 39 号 平成 21 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 39. 議案第 40 号 平成 22 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 第 40. 議案第 41 号 平成 22 年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 41. 議案第 42 号 平成 22 年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 42. 議案第 43 号 平成 22 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 43. 議案第 44 号 平成 22 年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
- 第 44. 議案第 47 号 平成 21 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 17 号）
- 第 45. 議案第 48 号 平成 21 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 46. 議案第 49 号 平成 21 年度由利本荘市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 47. 議案第 50 号 平成 21 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 48. 議案第 51 号 平成 21 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 49. 議案第 52 号 平成 21 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第 6 号）

- 第50. 議案第53号 平成21年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
- 第51. 議案第54号 平成21年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算(第3号)
- 第52. 議案第55号 平成21年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 第53. 議案第56号 平成21年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 第54. 議案第57号 平成21年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 第55. 議案第58号 平成21年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 第56. 議案第59号 平成21年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第3号)
- 第57. 議案第60号 平成21年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算(第2号)
- 第58. 議案第61号 平成21年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算(第2号)
- 第59. 議案第62号 平成21年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第4号)
- 第60. 議案第63号 平成21年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第4号)
- 第61. 議案第64号 平成22年度由利本荘市一般会計予算
- 第62. 議案第65号 平成22年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第63. 議案第66号 平成22年度由利本荘市老人保健特別会計予算
- 第64. 議案第67号 平成22年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算
- 第65. 議案第68号 平成22年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算
- 第66. 議案第69号 平成22年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第67. 議案第70号 平成22年度由利本荘市地域情報化事業特別会計予算
- 第68. 議案第71号 平成22年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第69. 議案第72号 平成22年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第70. 議案第73号 平成22年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
- 第71. 議案第74号 平成22年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
- 第72. 議案第75号 平成22年度由利本荘市簡易水道事業特別会計予算
- 第73. 議案第76号 平成22年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第74. 議案第77号 平成22年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第75. 議案第78号 平成22年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第76. 議案第79号 平成22年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第77. 議案第80号 平成22年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第78. 議案第81号 平成22年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第79. 陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書提出についての陳情
- 第80. 陳情第2号 非核三原則の法制化を求める意見書提出についての陳情

第81. 継続審査中の平成21年陳情第21号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての陳情

第82. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第2号 1件

第83. 議員発案第2号 核兵器廃絶に向けた国際的な核軍縮・不拡散体制の強化を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

第1から第83までは議事日程第5号のとおり

第84. 追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第3号 1件

第85. 議員発案第3号 由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

第86. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第1号から第2号まで 2件

第87. 委員会発案第1号 最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書の提出について

第88. 委員会発案第2号 非核三原則の法制化を求める意見書の提出について

出席議員（30人）

1番 伊藤岩夫	2番 渡部聖一	3番 佐々木隆一
4番 佐藤譲司	5番 大関嘉一	6番 作佐部直
7番 湊貴信	8番 高橋信雄	9番 若林徹
10番 高橋和子	11番 堀友子	12番 佐藤勇
13番 今野晃治	14番 今野英元	15番 堀川喜久雄
16番 渡部専一	17番 長沼久利	18番 伊藤順男
19番 佐藤賢一	20番 鈴木和夫	21番 井島市太郎
22番 齋藤作圓	23番 佐々木勝二	24番 本間明
25番 佐々木慶治	26番 土田与七郎	27番 佐藤竹夫
28番 村上亨	29番 三浦秀雄	30番 渡部功

欠席議員（0人）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	村上健司
教育長	佐々田亨三	企業管理者	藤原秀一
理事	猿田正好	総務部長	中嶋豪
企画調整部長	小松慶悦	市民環境部長	植村清一
福祉保健部長	齋藤隆一	農林水産部長	小松秀穂
商工観光部長	阿部一夫	建設部長	熊谷幸美
矢島総合支所長	細谷正幸	岩城総合支所長	鈴木幸治

由利総合支所長	荘 司 和 夫	大内総合支所長	斉 藤 光 一
東由利総合支所長	伊 藤 俊 彦	西目総合支所長	小 川 弘
鳥海総合支所長	鈴 木 一		

議会事務局職員出席者

局 長	村 上 典 夫	次 長	三 浦 清 久
書 記	遠 藤 正 人	書 記	阿 部 徹 司
書 記	石 郷 岡 孝	書 記	鈴 木 司

午前 9時59分 開 議

- 議長（渡部功君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
出席議員は30名であります。出席議員は定足数に達しております。

- 議長（渡部功君） 日程に入る前に当局より発言の申し出がありますので、これを許します。中嶋総務部長。

【総務部長（中嶋豪君）登壇】

- 総務部長（中嶋豪君） 議長から発言のお許しをいただき、去る3月5日開催されました本会議一般質問の際に、3番佐々木隆一議員の再質問に対する私の答弁において一部言葉足らずの点がありましたので、改めて補足をさせていただきたいと思っております。

秋田県市町村職員互助会の脱会状況と今後の対応についての再質問の中で、佐々木議員の「3億3,000万円余りの多額のお金が返ってくることになれば、地域にお金が回ることになると思うが」という再質問に対し、「これも税金として投入したお金である」とお答え申し上げたところでありますが、その真意は、職員が返還金を全額受け取るためには退職まで市が公費、つまり税金を負担金として投入し続けなければならない、そのことは市民の理解を得ることは難しく、これ以上、税金で負担を続けていくことはできないという意味で申し上げたものでありますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、互助会からの返還金は、互助会の規定に基づき、途中脱会の場合、職員の掛金の半額が返還されるもので、公費分は含まれていないものでありますので、重ねてよろしくご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（渡部功君） この際、お諮りいたします。このたび市長より議案訂正の申し出がありました。また、本日追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

-
- 議長（渡部功君） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

市長から議案の訂正理由の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、議案の訂正についてご説明申し上げます。

今定例会におきましては、各提出議案について慎重なご審議をいただいているところですが、議案第9号由利本荘市組織条例及び由利本荘市行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例案の一部訂正についてお願いするものであります。

訂正をお願いします内容は、農林水産部と商工観光部を統合して産業経済部とする一部改正部分についてであります。

これは、農林水産部門と商工観光部門を本市の主要産業部門として統合し、農・商・工・観の一体的な振興を図る部署として産業経済部とする内容で提案いたしました。

しかし、常任委員会での審査における委員の皆様のご意見を参考に、農林水産部と商工観光部の統合については、このたび見合わせ、これまでどおりそれぞれの部で産業振興に当たることとし、さきに提出いたしました議案の訂正をお願いするものであります。

以上、議案訂正についてよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（渡部功君） 以上で議案の訂正理由の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第9号由利本荘市組織条例及び由利本荘市行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例案の訂正については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案の訂正については、これを承認することに決しました。

この際、総務常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

.....
午前10時57分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（渡部功君） 日程第2、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第82号由利本荘市副市長の選任についてを上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、追加提出議案についてご説明申し上げます。

本日追加提出いたしました案件は、議案第82号由利本荘市副市長の選任についてであります。

現在、空席となっております副市長に藤原由美子氏を選任いたしたく、提案申し上げます。

同氏の略歴につきましては、お手元に配付いたしました履歴書にありますとおり、昭和47年4月から秋田県職員として勤務され、長年にわたり行政運営に尽力されてきたものであり、知識、経験とも非常に豊富であると同時に、人望も厚く誠実な方で、本市の地域事情にも明るく、女性のきめ細かな視点をもって、ぜひとも由利本荘市の思いやり

のまちづくりにお力添えいただきたいと考え、地方自治法第162条の規定により、市議会の皆様の同意をお願いするものであります。

なお、ご同意いただいた後は4月1日付で選任したいと考えております。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第82号由利本荘市副市長の選任については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第82号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第82号については、質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第82号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第3、議案第82号由利本荘市副市長の選任についてを議題といたします。

本案については直ちに採決いたします。本案の採決は無記名投票をもって行います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【石郷岡書記議場閉鎖】

○議長（渡部功君） ただいまの出席議員は議長を除く29名であります。

念のため申し上げます。原案に同意することに賛成の諸君は「賛成」と、原案に同意することに反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、それ以外の記載については、否とみなします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

繰り返します。原案に同意する諸君は「賛成」と、不同意の諸君は「反対」と記載してください。十分ご留意をお願いいたします。

これより投票を行います。

これより投票用紙の配付をいたします。

【遠藤、阿部、石郷岡、鈴木書記投票用紙配付】

○議長（渡部功君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

【遠藤書記投票箱確認】

- 議長（渡部功君） 異常なしと認めます。
点呼を命じます。

【三浦次長の点呼に応じ各議員投票】

- 議長（渡部功君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

【石郷岡書記議場開鎖】

- 議長（渡部功君） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番高橋信雄君、10番高橋和子さん、15番堀川喜久雄君の3名を指名いたします。よって、3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

【立会人高橋信雄君、高橋和子君、堀川喜久雄君の立ち会いの上、
三浦次長、阿部書記開票】

- 議長（渡部功君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち有効投票29票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成25票、反対4票であります。

以上のとおり、原案に同意する諸君が多数であります。よって、議案第82号由利本荘市副市長の選任については、同意することに決定いたしました。

ただいま同意されました藤原由美子氏がお見えになっておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

【藤原由美子君 登壇】

- 藤原由美子君 おはようございます。藤原でございます。

ただいまは副市長就任にご同意いただきまして、まことにありがとうございます。微力ではありますが、長谷部市長のもと、市の活性化、市民福祉の向上に少しでも貢献できるように、誠心誠意、務めてまいる決意でおりますので、議会の皆様のご指導、ご鞭撻、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

-
- 議長（渡部功君） これより議案第5号から議案第35号まで、議案第37号から議案第44号まで及び議案第47号から議案第81号までの74件並びに陳情第1号、陳情第2号及び継続審査中の平成21年陳情第21号の3件を一括上程し、日程第4により各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。28番村上亨君。

【総務常任委員長（村上亨君）登壇】

○総務常任委員長（村上亨君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

平成22年度予算を含む3月定例会での報告の関係上、長くなりますことをご寛容のほどお願い申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託された案件を除き、条例関係では、制定3件、一部改正10件、廃止1件の計14件、それに工事請負契約の締結1件、補正予算5件、新年度予算6件及び陳情1件であります。

合計27件の審査結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、条例制定の3件であります。

まず、議案第5号由利本荘市職員倫理に関する条例の制定については、市長を初めとする特別職及び職員の倫理保持のため、倫理基準、禁止行為等や責務など必要な措置を定め、公務に対する市民の信頼を確保することを目的とするものであります。

次に、議案第6号由利本荘市西滝沢水辺プラザ条例の制定についてであります。由利地域において、これまで整備してきた西滝沢水辺プラザ地域交流施設が本年度末完成となるもので、当委員会では現地調査を実施し、整備概要等、所管課より説明を受けたものであり、既存の多目的広場を含め設置や管理運営及び各施設ごとの使用料、指定管理者による管理移行などを定めた条例を新たに制定しようとするものであります。

次に、議案第8号由利本荘市外部評価委員会条例の制定については、市が実施する行政事務事業の行政評価に外部評価制度を導入するため、設置や委員会の組織などについて条例を制定しようとするものであります。

これは、民間委員8名による外部評価委員会を設置し、現行の内部評価、庁内行政評価委員会の総合評価の結果をもとに検証と意見具申を行うもので、その結果を公表するものとなっております。

なお、民間委員の選任の際は、委員の公募や現行のほかの各種委員会委員と兼ねない人選などに配慮し、評価の成果などを事務事業や施策に十分反映させるよう提言されております。

以上、3件の条例制定は、いずれも平成22年4月1日から施行となるもので、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、条例の一部改正10件であります。

初めに、議案第9号由利本荘市組織条例及び由利本荘市行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例案は、本市の組織条例を改正するものであります。当初、農林水産部と商工観光部を統合する産業経済部と提案されておりましたが、農業部門と商工部門について、なお一層の振興を図ることが重要との判断から現行のままとし、議案の訂正が3月17日付で提出され、本日の議会の承認に基づき、これについて審査をしたものであります。

主な改正内容は、市長部局において現行の7部制から、市民環境部と福祉保健部を統合し市民福祉部に、行政改革推進本部が総務部に編入し、課等においては整理統合され6部制になるもので、関係条例の一部を改正し、平成22年度から施行しようとするものであります。

この市組織の条例改正は、市民サービスの一本化、相互の連携強化や事務事業の効率化などによる、なお一層の市民サービスの向上を図る観点から提案されているものであります。

審査の上、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第10号由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案であります。主な内容は、月に60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を100分の125または100分の135を100分の150に引き上げ、また、60時間を超える時間外勤務に対して、支給割合の引き上げ分の支給にかえて代休時間を指定できるものであります。

この条例改正は、労働基準法改正に伴う時間外制度について、県に準じて関連する4条例を一部改正しようとするものであります。

次に、議案第11号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第12号由利本荘市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案では、市長等常勤の特別職と教育長の給与月額について、平成23年3月31日までさらに1年間期間を定めて減額期間を延長するため条例の一部を改正しようとするもので、特別職報酬等審議会の答申に基づいたものであります。

次に、議案第13号由利本荘市特別会計条例の一部を改正する条例案であります。これは、鳥海荘の管理運営が指定管理者制度に移行となったことから平成22年度より必要経費を一般会計処理とするため、現行の休養宿泊施設運営特別会計を廃止するものであります。

次に、議案第14号由利本荘市由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案は、由利高原鉄道株式会社が保有する財産、土地・建物及び償却資産に係る固定資産税等の課税免除適用期間を、由利高原鉄道再生計画の目標年次である平成24年3月31日まで2年間延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第15号由利本荘市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案では、移動通信用鉄塔施設整備に係る分担金を国の補助金交付要綱の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案は、本市が事業主体となって整備した移動通信用鉄塔施設整備に係る使用料を、国の補助金交付要綱の改正に伴い使用料の額を改定するとともに、別表中に今年度整備する大内滝基地局を初め28基地局を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号由利本荘市由利本荘ブロードバンドネットワーク使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案では、Y B ネットの月額使用料及び手数料を改定するものであり、主な内容は、別表中の月額使用料において基本使用料を6,510円から5,460円に、また、手数料では引き込み工事手数料を3万3,000円から3万1,500円に、再加入機器設置手数料1万1,550円を追加するなど、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号由利本荘市電気通信事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案ではありますが、これは、ケーブルテレビ電気通信事業、インターネットサービスについての条例であります。

主な内容は、電気通信事業の名称を由利本荘市電気通信事業に改め、通信サービスの向上を図るため、ケーブルテレビインターネット通信において現行の6メガ通信サービスに加え、20メガ速度の高速通信サービスを平成22年4月1日より実施することから、月額使用料3,700円を追加するなど関係条文を整備し、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました条例の一部改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、条例の廃止であります。議案第31号由利本荘市光ファイバ網テレビ共同受信システム条例及び由利本荘市光ファイバ網テレビ共同受信システム分担金及び使用料徴収条例を廃止する条例案は、矢島地域において、ケーブルテレビ整備に伴いCATV受信に移行したことにより、本年度をもって光ファイバー網共同受信サービスを終了することから、当該関係条例を廃止しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第35号由利本荘市移動通信用鉄塔施設用伝送路整備工事請負契約の締結についてであります。これは、携帯電話用の基地局同士を光ケーブルで結ぶ伝送路工事を地域情報・通信基盤整備推進交付金により市が事業主体となる工事請負契約の締結について、議会の議決を得ようとするものであります。

工事概要であります。工事区域は本荘地域2カ所、岩城地域1カ所、大内地域5カ所、東由利地域12カ所及び鳥海地域6カ所、計26カ所の基地局と既存の親局を光ケーブル総延長139キロメートルで結ぶ伝送路工事であります。

去る2月10日、3者による特定建設工事共同企業体による指名競争入札の結果、契約の相手方をユアテック・本荘電気工業・大城電機工業特定建設工事共同企業体の代表者、株式会社ユアテック本荘営業所所長今野民治氏とし、契約金額1億9,635万円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

審査の結果、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、各会計の補正予算についてご報告申し上げます。

当委員会に付託となりました補正予算は、一般会計及び特別会計4件であります。

初めに、議案第47号平成21年度由利本荘市一般会計補正予算（第17号）ではありますが、当委員会に付託となりました歳入歳出各款等の主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入であります。1款市税は、見込み額の精査により、市民税、市たばこ税を減額するほかは、固定資産税、鉱産税等を増額するもので、市税全体では7,900万円余りの増額であります。

2款地方譲与税では、1項自動車重量譲与税が減額となり、2項地方道路譲与税では、新設される3項地方揮発油譲与税への組み替えであります。

4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金及び8款自動車取得税交付金は、見込み額精査により、合わせて600万円余りの減額であります。

12款分担金及び負担金 1目総務費分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業費の確定に伴い、利用事業者分担金180万円余りの減額であります。

13款使用料及び手数料の 1目総務使用料は、庁舎等使用料の実績見込みによる減額であります。

14款国庫支出金 2項国庫補助金の 6目総務費国庫補助金では、地域活性化・公共投資臨時交付金において、事務処理上の関係から各所管ごとの交付金を減額し財政課所管において増額補正したほか、全国瞬時警報システム整備事業の交付拡大による増額であります。

また、3項委託金 1目総務費委託金は、衆議院議員総選挙費委託金を確定実績による減額が主なものであります。

15款県支出金 2項県補助金の 1目総務費補助金は、移動通信用鉄塔施設整備事業費の確定に伴う補助金の減額であり、9目労働費補助金では、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金において、各地域の桜の維持管理及びCATV制作番組の臨時雇用分のそれぞれの減額が含まれております。さらに、県民税徴税費委託金の増額であります。

16款財産収入 1項財産運用収入は、土地・建物等財産貸付収入のほか、財政調整基金、減債基金、南内越地域振興基金、ふるさとさくら基金及び定住自立圏創造基金のそれぞれの運用収入を確定見込みによる増額または減額などであります。

また、2項財産売却収入では、市有林間伐材、土地、分譲宅地、物品等の売り払い収入の増額が主なものであります。

17款寄附金は、一般寄附金を初め、ふるさとさくら基金に対する寄附金の増額であります。

18款繰入金では、財産区会計からの繰入金や地域雇用創出推進基金繰入金の減額が主なものであります。

20款諸収入では、市税の延滞金の増額や歳計現金預金利子の減額のほか、各種雑入の精査によるものであります。

21款市債は、1目総務債で移動通信用鉄塔施設整備事業債の事業費確定による減額で、10目借換債では、無利子の市町村振興資金による借換債 2億9,400万円を増額するものであります。

次に、歳出の主なものをご報告いたします。

1 款議会費では、議会事務費など精査による減額が主なものであります。

2 款総務費 1 項総務管理費では、全国瞬時警報システム整備事業の確定により防災行政無線管理費を減額するほか、文書法規事務費、地域雇用創出推進基金費、統一条件財産管理処分事業費、合併市町振興基金費、ふるさとさくら基金費及び定住自立圏構想費などを増額するほか、年度末における事務事業費の精査に伴う減額が主な内容であります。

2 項徴税费では、2 目賦課徴収費で基準年度評価がえ事業の委託料増額が主なもので、4 項選挙費では、衆議院議員総選挙費、市議会議員選挙費など事業費の確定による減額であり、5 項統計調査費及び6 項監査委員費は、各種調査費や事務費の精査によるものであります。

12款公債費では、借りかえによる繰り上げ償還を含む長期債の定時償還元金の増額で

ありますが、これにより利子は4,600万円ほどが軽減となるものであります。

13款諸支出金では、市土地開発公社への一部利息繰り上げ償還分に係る減額が主なものであります。

また、2款総務費では、J－A L E R T（全国瞬時警報システム設備整備）、防災情報通信施設整備、移動通信用鉄塔施設、地域交流基盤整備、公共施設等改修、市庁舎等施設改修及び基準年度評価がえのそれぞれの事業においては、国の第2次補正にかかわる事業などで、7事業、事業費総額7億7,393万8,000円は、年度内完成が見込めないことから次年度へ繰越明許費を設定し、追加しようとするものであります。

最後に地方債補正では、農山漁村活性化事業2億6,140万円を追加し、借換債のほか年度末の事業費の精査により、15事業においてそれぞれの市債の限度額を総額1億7,110万円増額し、変更しようとするものであります。

以上が当委員会へ付託された一般会計補正予算の概要であります。

次に、各特別会計の補正予算4件であります。いずれも年度末の精査による補正が主な内容となっております。

議案第52号平成21年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第6号）であります。これはC A T Vセンターの運営に係る補正予算であります。

歳入の主なものは、実績見込みによりケーブルテレビ新規加入金の増額、インターネット新規加入使用料を増額するほか、一般会計繰入金の減額及び施設等破損保険料など雑入の増額が主なものであります。また、歳出は総務費で伝送路支障移転工事など一般管理費を減額し、電気通信経費ではインターネット上位回線使用料などの精査による減額であり、さらに予備費を増額し、調整するものであります。歳入歳出それぞれ1,383万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億421万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第53号平成21年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）では、Y B ネットの運営に係る補正であり、歳入の主なものは、Y B ネット使用料を精査により減額するほか、前年度の確定による繰越金及び消費税還付による雑入の増額が主であります。また、歳出ではY B ネット運営費、テレビ共同受信施設費を精査し、予備費を増額し、調整するものであります。これにより歳入歳出それぞれ607万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億3,734万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第60号平成21年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第2号）であります。決算見込みの精査によるもので、歳入は基金運用収入、前年度繰越金及び送電線下補償料による雑入を増額するほか、補助金確定に伴う造林補助金及び基金繰入金を減額するものであります。歳出では維持費の精査のほか基金積立金を増額し、歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ398万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第61号平成21年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第2号）では、これも決算見込みの精査によるもので、歳入では財産運用収入や前年度繰越金を増額し、基金繰入金を減額するもので、歳出では財産管理費を精査するほか基金積立金を措置し、歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ100万

8,000円にしようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました一般会計及び特別会計4件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算についてご報告申し上げます。

当委員会に付託となりましたのは、一般会計及び特別会計5件であります。

初めに、議案第64号平成22年度由利本荘市一般会計予算であります。当委員会の所管に係るものについてご報告申し上げます。

平成22年度予算は、行政改革大綱、公債費負担適正化計画に沿った総合発展計画主要事業の見直しによる予算化や一般財源減収分を臨時財政対策債で賄うほか、地域経済の活性化や住民の安全・安心の確保を最重点とした予算編成となっているものであります。

まず、歳入についてご報告いたします。

1款、自主財源の根幹であります市税では、市民税を初め減収としており、市税総額では前年度比2.8%減の76億7,600円余りで、歳入総額に占める割合は16.2%であります。

2款地方譲与税は、地方道路譲与税にかわる地方揮発油譲与税を1億5,000万円とし、自動車重量譲与税は5,100万円の減で、地方道路譲与税分は廃止となり地方揮発油譲与税となり、皆減で9.3%、6億円の減であります。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金は、消費の落ち込みにより8,570万円の減となり、7款ゴルフ場利用税交付金は前年度と同額であり、8款自動車取得税交付金は8,000万円の減となるものであります。

9款地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金、減収補てん特例交付金によるもので、80.0%増の1億2,600万円であり、特別交付金は恒久減税分が平成21年度で終了することから皆減となるものであります。

10款地方交付税は、普通交付税で基本算定経費を4.0%増で見積もり、実績ベースで同額を見込んだ地方再生対策費、新規に別枠で措置される地域活性化雇用等臨時特例費を含み、特別交付税は4.0%の減と見込み、交付税全体では1.0%減の185億2,800万円余りを見込んでおります。

12款分担金及び負担金の総務費分担金は、大内土地改良区総代選挙費負担金及び石脇財産区選挙費負担金であります。

13款使用料及び手数料では、庁舎、移動通信用鉄塔設備等の公共施設に係る使用料や市税督促、市税等証明手数料収入であります。

14款国庫支出金3項委託金は、鳥海ダムに係る生活再建対策事務委託金、参議院議員通常選挙費委託金であります。

15款県支出金2項県補助金では、地籍調査事業費補助金や電源立地地域対策交付金のほか、子宮頸がんワクチン予防接種や新規就農支援、新規雇用奨励金事業に係る秋田市町村少子化対策包括交付金であり、4目労働費補助金の緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金のうち、高校生就職未定者など10名を臨時職員として雇用する経費1,700万円余りが含まれております。

また、3項委託金は、県広報配布、県民税徴税费、県議会議員選挙費、各種統計調査費などの事務に対する委託金であります。

16款財産収入では、土地建物貸付収入、財政調整基金等各種基金の運用収入や合併市町振興基金運用収入、さらに分譲宅地及び物品売り払い収入などであります。

17款寄附金は、一般寄附金、ふるさとさくら基金の存置項目であります。

18款繰入金では、財政調整基金、ふるさとさくら基金、地域雇用創出推進基金及び定住自立圏創造基金からそれぞれ繰り入れるほか、各財産区からの繰入金であります。

19款繰越金は、前年度繰り越し4億円が見込まれております。

20款諸収入では、市税延滞金、歳計現金預金利子、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金など例年計上している総務雑入であります。

歳入最後の21款市債では、交付税振替財源である臨時財政対策債29億1,080万円であります。

次に、歳出では各所管より資料の提出をいただき詳細な説明を受けておりますが、人件費等経常的な経費については極力省略させていただき、事務事業の主な内容についてご報告申し上げます。

まず、1款議会費は、議員報酬、職員人件費のほか会議録作成、議会報発行及び会議録検索システム等に係る予算計上であります。

2款総務費1項総務管理費では、1目一般管理費は、職員の研修や福利厚生、495団体への行政協力員事務交付金、広域市町村圏組合運営費等の分担金、行政改革推進事業費では、条例制定に伴う外部評価委員会委員8名の報償費等、一般管理事務費や秋田県との共同利用である電子入札共同利用負担金などの入札事務費などに要する経費が主なものであります。

2目文書広報費では、広報発行や市勢要覧の全面改定が主である広報事業費、3地区の地域懇談会開催に要する広聴事業費や例規追録、例規データ更新に要する文書法規事務費などの経費が主であります。

3目電子計算費では、基幹系及び内部系業務システム管理など、4目財政管理費では、減債基金積立金や財政管理事務費、5目会計管理費では、会計、検査事務費に要する経費、6目財産管理費では、本庁舎や市有財産、車両等の管理に要する経費、7目財産区費では、石脇財産区を初め各財産区補助に要する経費であります。

8目企画費では、情報センター、地域情報化事業のそれぞれの特別会計への繰出金や地域イントラネット管理業務、西滝沢水辺プラザ管理運営や各種期成同盟会の負担金などの企画事務費などに要する経費であります。

9目支所及び出張所費では、7支所及び10出張所の一般事務や施設管理、支所の車両管理に要する経費であります。

10目自治振興費では、地域自治区の地域協議会、489町内への住民自治活動支援が主なコミュニティー活動促進費、集会施設建設等の補助が主な地域コミュニティー施設費及び各地域700万円枠での緊急を要する修繕等、さらに各地域300万円枠の地域づくり推進事業の地域振興費などに要する経費であります。

なお、地域づくり推進事業についてであります。審査の過程において、当該事業で既存事業のグレードアップについては相応の予算措置で実施すべきであり、既設予算に補完的に地域づくり推進事業予算を充てるべきではなく、地域づくり推進事業を進めるに当たっては、地域協議会がかかわる活動、権限等で関係条例等を見直すことなど一部

意見がありましたことを申し添えます。

続いて、12目地籍調査費では、本荘地域1.46平方キロメートル、矢島地域1.71平方キロメートル、東由利地域1.25平方キロメートルの地籍調査事業実施予定に要する経費であります。

13目共同参画交流費では、推進協議会の運営やヴァーツ市との交流のための国際交流事業、地域間交流事業に要する経費であります。

14目ふるさとさくら基金費では、ふるさと納税の活用による桜の植樹、15目定住自立圏構想費は、定住自立圏構想の事務費に要する経費であります。

16目諸費の儀典費では、功労者顕彰事業に要する経費であります。

次に、2項徴税费であります。1目税務総務費は職員人件費が主であり、2目賦課徴収費では、平成24年度標準宅地鑑定評価業務など賦課徴収に係る各業務委託などや収納事務、市税過年度還付に要する経費が主なものであります。

また、名称は仮称であります。平成22年度から秋田県と本市を含む県内市町村で地方税の滞納整理を強化促進するため、秋田県地方税滞納整理機構が共同で設立となるもので、本市からは職員1名を派遣するものとなっており、当該機構への費用負担は8万円であります。

次に、4項選挙費では、選挙事務費や選挙啓発を初め平成22年7月11日に実施予定の参議院議員通常選挙、平成23年4月29日実施予定の県議会議員一般選挙、さらに石脇財産区議会議員一般選挙や大内土地改良区総代選挙の事務費に係る経費であります。

次に、5項統計調査費では、毎年実施される調査費のほか、平成22年度は10月1日を基準日とする国勢調査年であり、その調査経費が主なものであります。

6項監査委員費は、監査事務に要する経費であります。

次に、12款公債費は、長期債の元金及び利息の定時償還金並びに一時借入金の利子であります。

13款諸支出金は、土地開発公社に委託し先行取得した土地購入費に係る市並びに県公社への償還金が主なものであります。

14款予備費は、5,000万円であります。

最後に地方債であります。臨時財政対策債を初め合併特例債や過疎債など18事業において限度額計81億8,470万円とし、これにより年度末の市債残高は788億7,000万円ほどの見込み額となっております。

次に、特別会計予算であります。

初めに、議案第69号平成22年度由利本荘市情報センター特別会計予算であります。歳入では、負担金はケーブルテレビの新規加入を120件、インターネットの新規加入を220件と見込み、また、使用料を継続・新規合わせて、ケーブルテレビが8,500件余り、インターネットが2,000件余りと見込んでおります。

4,600万円余りの一般会計繰入金、衛星放送視聴料、IP電話料、セットトップボックス売り払いなどの雑入及び前年度繰越金などが主なものであります。

また、歳出では総務費で職員8名の人件費のほか施設の維持管理費、番組制作費、衛星放送視聴料、セットトップボックス購入費などで、また、電気通信経費ではインターネット上位回線使用料、公債費では長期債の元利償還金を計上し、消費税及び予備

費を措置する内容で、これによる歳入歳出予算総額を3億795万3,000円に定めるものがあります。

次に、議案第70号平成22年度由利本荘市地域情報化事業特別会計予算では、歳入で加入総数を916件と見込むYBネット使用料、引き込み工事手数料などやN T Tへの光ファイバー貸付収入などの財産収入、主に起債償還金に充当される5,600万円余りの一般会計繰入金などが主であります。

また、歳出の主なものは、伝送路支障移転費やインターネット通信、データ通信の回線使用料、設備保守委託料及び電柱の使用料の維持費などのYBネット運営費のほか、起債に係る元利償還金、予備費を措置するもので、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億2,529万6,000円に定めるものであります。

次に、財産区会計3件であります。初めに、議案第77号平成22年度由利本荘市小友財産区特別会計予算では、歳入で基金からの繰入金が主であり、また、歳出は財産区管理委員会委員報酬などの管理会運営費、山林の維持管理費及び各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主で、歳入歳出予算総額をそれぞれ182万9,000円と定めるものであります。

議案第78号平成22年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算では、歳入は基金からの繰入金が主であり、歳出は山林の維持費及び団体補助を目的とする一般会計への繰出金等で、歳入歳出予算総額をそれぞれ1万6,000円に定めるものであります。

議案第79号平成22年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算では、歳入で土地貸付収入及び基金からの繰入金が主であり、また、歳出では財産の維持管理に要する経費のほか、各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金などで、歳入歳出予算総額をそれぞれ91万6,000円に定めるものであります。

以上、ご報告申し上げました当常任委員会に付託となりました平成22年度一般会計、特別会計5件の予算議案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告いたします。

陳情第2号非核三原則の法制化を求める意見書提出についての陳情であります。これは核兵器を地球上からなくす被爆者の悲願により、非核三原則の法制化を求めることについて政府及び国会に対して意見書の提出を求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

なお、当委員会に付託されました議案については審査概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議員各位に配付済みの各所管課から提出されました資料をご参照いただきたいと思います。

以上で当委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） この際、午後1時まで休憩といたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育民生常任委員長の報告を求めます。17番長沼久利君。

【教育民生常任委員長（長沼久利君）登壇】

○教育民生常任委員長（長沼久利君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係5件、補正予算7件、当初予算7件、その他2件の計21件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えました22件の審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第19号由利本荘市入院医療費支給条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、福祉医療費の支給対象となる児童が未就学児から小学校3年生まで拡大されることに伴い、入院医療費の支給対象となる児童の年齢を6歳から9歳に変更するため関係条文を整備するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第20号由利本荘市ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、天災等の被害に遭われた方などに対するごみ処理施設の使用料の減免について規定するため関係条文を整備するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第21号由利本荘市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、由利地域の老人デイサービスセンター鮎川を由利デイサービスセンター鮎川に名称を変更し、新たに本条例において規定するため、別表を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第30号由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、東由利地域の八塩小学校と高瀬小学校の統合に伴い、新たな学校名及び位置を規定するため別表を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、新しい学校名は公募により「東由利小学校」と決定し、また、校舎につきましては、耐震性に問題がなく、利便性や安全性などを総合的に判断した結果、高瀬小学校の校舎を使用することとし、平成23年4月1日に開校するものであります。

次に、議案第32号由利本荘市由利老人福祉施設条例を廃止する条例案についてであります。これは、本条例で規定しておりました老人デイサービスセンター鮎川を、先ほどご説明申し上げましたとおり新たに由利本荘市デイサービスセンター条例において規定するほか、由利地域の老人福祉施設白百合苑の公の施設として用途を廃止することから条例を廃止するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第37号財産の無償譲渡についてであります。これは、老人福祉施設白百合苑を社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

この老人福祉施設白百合苑の無償譲渡については、国の財産処分に関する通達により、建設から10年を経過した施設で運営形態を変えずに無償で譲渡する場合は補助金の返還

を要しないことから、無償譲渡としたものであり、また、譲渡の相手方である社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会は平成8年の建設当時から施設の運営に携わっているほか、現在も指定管理者としての実績を有していることから、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第40号平成22年度由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。これは、平成22年度由利本荘市一般会計から1億円以内を由利本荘市介護サービス事業特別会計へ繰り入れるに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて補正予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第47号平成21年度由利本荘市一般会計補正予算（第17号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款から16款、18款、20款、21款と、歳出2款から5款、7款、9款、10款、繰越明許費3款から5款、9款、10款についてであります。

今回の補正は、歳入歳出ともに全般にわたり事業費確定または精算見込みによる補正であります。人件費以外の主なものについてご報告申し上げます。

初めに歳入についてであります。12款分担金及び負担金では、精算見込みによる保育所入所者負担金及び児童クラブ等保護者負担金の減額が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、精算見込みによる鳥海診療所及び各清掃センター焼却場の施設使用料の増額、食の自立支援手数料の減額が主なものであります。

14款国庫支出金では、子ども手当準備事業費補助金の増額、精算見込みによる児童扶養手当負担金、安全・安心な学校づくり交付金及び学校情報通信技術環境整備事業費補助金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、精算見込みによる保険基盤安定制度負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の増額、障害者自立支援臨時対策事業補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入では、精算見込みによる鉄・アルミ・古紙などの物品売り払い収入の増額が主なものであります。

18款繰入金では、老人保健特別会計繰入金の増額、障害者自立支援対策臨時特例交付金基金繰入金の減額が主なものであります。

20款諸収入では、精算見込みによる地域支援事業受託収入及び後期高齢者特定健診助成金の減額が主なものであります。

21款市債では、当該事業が地域活性化・公共投資臨時交付金の対象になったことなどによる一般廃棄物最終処分場整備事業債、消防施設整備事業債及び社会教育施設整備事業債の減額が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、1項総務管理費において額確定による交通指導車購入費の減額が主なものであり、3項戸籍住民基本台帳費においては、精算見込みによる事務機器リース料の減額が主なものであります。

3款民生費では、1項社会福祉費において国民健康保険特別会計への繰出金の増額、額確定による市所有バス購入の減額、精算見込みによる後期高齢者医療広域連合負担金及び障害者自立支援臨時対策事業費の減額が主なものであります。

また、2項児童福祉費において、子ども手当のシステム改修委託料の増額、精算見込みによる延長保育促進事業費補助金、児童扶養手当給付費、各保育園の運営費及びひとり親家庭福祉事業費の減額が主なものであります。

また、3項生活保護費においては、平成20年度国庫負担金額の確定による生活保護事務費の増額であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、精算見込みによる各種検診、高齢者特定健診及び予防接種に係る委託料の減額、鳥海診療所及び笹子診療所に係る医薬材料費の増額が主なものであります。

また、2項清掃費においては、精算見込みによる有料指定ごみ袋作製管理委託料、収集運搬業務委託料、本荘処理センターの精密機能検査委託料及び最終処分場の水質検査委託料の減額が主なものであります。

5款労働費では、1項2目労働施設費において、自動火災報知設備の修繕に要する経費の増額、秋田県勤労青少年ホーム連絡協議会の解散による負担金の減額であります。

7款商工費では、1項4目消費者行政費において嘱託職員の社会保険料の増額であります。

9款消防費では、1項消防費において事業費確定による耐震性貯水槽に係る工事請負費の減額、ポンプつき積載車・高規格救急自動車等に係る備品購入費の減額が主なものであります。

10款教育費では、1項教育総務費において事業費確定によるスクールバス購入費の減額が主なものであります。

また、2項小学校費においては、精算見込みによる各小学校の光熱水費の減額、事業費確定による地上デジタル放送受信工事に係る工事請負費及び電子黒板、理科振興備品の購入に要する経費の減額が主なものであります。

また、3項中学校費においては、精算見込みによる各中学校の光熱水費及び大会派遣費等補助金の減額、事業費確定による地上デジタル放送受信工事に係る工事請負費及び電子黒板の購入に要する経費の減額が主なものであります。

また、4項幼稚園費においては、精算見込みによる幼稚園就園助成事業費の減額が主なものであります。

また、5項社会教育費においては、事業費確定による善隣館、本荘文化会館のアスベスト除去工事及び笹子公民館建設工事に係る工事請負費や由利公民館バス及び公民館デジタルテレビの購入に要する経費の減額が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、事業費確定による各体育施設の委託料及び工事請負費の減額が主なものであります。

次に、繰越明許費についてであります。地域活性化・きめ細かな臨時交付金の実施計画事業において事業の年度内完成が困難であることから、保育園施設等改修事業、新型インフルエンザ対策事業、社会教育施設改修事業、消防施設等維持事業及び社会体育施設改修事業など19事業について翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次に、議案第48号平成21年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては保険基盤安定制度負担金の増額による一般会計繰入金や前年度繰越金の増額、これらに伴う財政調整基金繰入金の減額が主なものであり、

歳出では精算見込みによる療養給付費、高額医療費共同事業拠出金及び予備費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1億6,171万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を94億8,692万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第49号平成21年度由利本荘市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては医療給付費の減額による支払基金交付金及び医療給付費負担金の減額が主なものであり、歳出では精算見込みによる医療給付費及び医療費支給費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ2,003万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を3,482万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第50号平成21年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては保険料の賦課額確定による特別徴収保険料の減額、保険基盤安定繰入金の増額が主なものであり、歳出では精算見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ9,529万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を6億8,854万円にしようとするものであります。

次に、議案第51号平成21年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出では基金積立金の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ334万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1,810万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第54号平成21年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては貸付金元金収入の増額であり、歳出では奨学資金基金積立金の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ286万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を9,667万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第55号平成21年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においてはサービス収入及び前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出では精算見込みによるサービス事業費の減額、鳥寿苑財政調整基金積立金及び予備費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1億836万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億9,758万8,000円にしようとするものであります。

以上、ご報告申し上げます7件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて平成22年度当初予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第64号平成22年度由利本荘市一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入11款から16款、18款、20款、21款と、歳出2款から5款、7款、9款、10款、債務負担行為についてであります。

その主なものについてご報告申し上げます。

初めに歳入についてであります。11款は交通安全対策特別交付金であります。

12款分担金及び負担金では、老人保護入所者負担金、保育所入所者負担金及び児童クラブ等保護者負担金が主なものであります。

13款使用料及び手数料では、鳥海診療所使用料、焼却場使用料、幼稚園保育料、プール等使用料、戸籍手数料及び食の自立支援手数料が主なものであります。

14款国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金、子ども手当負担金、生活保護費負担金、地域生活支援事業費補助金、次世代育成支援対策交付金、消防施設整備費補助

金及び国民年金事務取扱費委託金が主なものであります。

15款県支出金では、保険基盤安定制度負担金、保育所運営費負担金、福祉医療費補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金が主なものであります。

16款財産収入では、鉄・アルミ・古紙などの物品売り払い収入が主なものであります。

18款繰入金では、障害者自立支援対策臨時特例交付金基金繰入金が主なものであります。

20款諸収入では、地域支援事業受託収入、老人福祉施設建設費償還金、居宅介護予防サービス計画費収入及び有料指定ごみ袋売上代が主なものであります。

21市債では、児童福祉施設整備事業債、一般廃棄物最終処分場整備事業債及び消防施設整備事業債が主なものであります。

次に、歳出についてであります。2款総務費では、交通安全対策、防犯対策、市民相談及び戸籍住民基本台帳に係る経費が主なものであります。

3款民生費では、養護老人ホーム及び保育所入所措置に係る経費、障害者自立支援に係る経費、介護保険費、介護福祉施設整備費、国民健康保険費、後期高齢者医療費、各保育園運営費、民間保育園改築事業費補助金、岩谷児童館の改築に係る経費及び生活保護に係る経費が主なものであり、子育て支援の一環として、子ども手当給付費及び医療費の全額助成を小学校3年生まで拡大した福祉医療支給事業に係る経費なども計上されております。

4款衛生費では、各種検診や予防接種に係る経費、各診療所に係る経費、ごみ処理施設に係る経費及び、し尿処理施設に係る分担金が主なものであり、1回につき5,000円を3回分助成する子宮頸がんワクチン予防接種に係る経費及び16万円を上限に補助金を交付する太陽光発電システム設置補助事業に係る経費も計上されております。

5款労働費では、出稼ぎ者の支援に係る経費及び勤労青少年ホームの管理費が計上されております。

7款商工費では、消費生活相談事業に係る経費が計上されております。

9款消防費では、常備消防の管理費、消防団活動に係る経費のほかポンプつき積載車などの購入費、消防格納庫及び耐震性貯水槽の整備に係る経費が主なものであります。

10款教育費では、幼稚園、小中学校及び各教育・体育施設の管理に係る経費、鳥海地域統合小学校建設に係る経費、図書等整備事業及び文化財調査事業などに係る経費が主なものであり、児童生徒学校生活サポート事業、独自教育番組制作事業及び放課後子ども教室推進事業などに係る経費も計上されております。

次に、債務負担行為についてであります。これは、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償について平成22年度から平成29年度まで、利子補給について償還利子5%以内の利子補給額を、損失補償については金融機関が融資した額の10%に相当する額を、それぞれ限度額として設定するものであります。

次に、議案第65号平成22年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入においては国民健康保険税のほか国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金が主なものであり、歳出では保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金及び共同事業拠出金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を93億9,752万3,000円とするものであります。

次に、議案第66号平成22年度由利本荘市老人保健特別会計予算についてであります。歳入においては一般会計繰入金が主なものであり、歳出では償還金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を296万7,000円とするものであります。

なお、老人保健特別会計は平成22年度で最後となるものであります。

次に、議案第67号平成22年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入においては後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金が主なものであり、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7億5,844万2,000円とするものであります。

次に、議案第68号平成22年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳入においては休日診療収入、休日診療所運営基金繰入金及び受託事業収入が主なものであり、歳出では休日診療所運営費が主なものであり、歳入歳出予算の総額を1,607万5,000円とするものであります。

次に、議案第71号平成22年度由利本荘市奨学資金特別会計予算についてであります。歳入においては貸付金元金収入が主なものであり、歳出では既存貸付決定分及び新規分を含めた139名分の貸付金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を7,197万8,000円とするものであります。

次に、議案第72号平成22年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入においてはサービス収入、繰入金及び市債が主なものであり、歳出では鳥寿苑、東光苑及び悠楽館における介護サービス事業に係る経費、東光苑においてスプリングラーの設置や屋根等の改修、介護ベッドの更新など大規模改修工事に係る経費、鳥寿苑、東光苑及び白百合苑に係る償還金元金が主なものであり、歳入歳出予算の総額を9億5,534万1,000円とするものであります。

また、地方債については、介護サービス施設整備事業における地方債の限度額などを設定しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました7件の当初予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告申し上げます。

継続審査中の平成21年陳情第21号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての陳情につきましては、後期高齢者医療制度を早急に廃止し、老人保健制度に戻すとともに医療保険制度の見直しを求めることについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。先般、国より後期高齢者医療制度の廃止時期を2013年3月末とする方針が示されていることから、採決の結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。12番佐藤勇君。

【産業経済常任委員長（佐藤勇君）登壇】

○産業経済常任委員長（佐藤勇君） 産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、初日の先決議案を除き、条例関係8件、補正予算3件、新年度予算3件、その他2件、陳情1件の計17件であり

ます。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初に、条例関係の議案のうち、議案第7号由利本荘市畑作振興基金条例の制定についてであります。これは、合併時に暫定施行していた大内町畑作園芸基金条例を新たに由利本荘市の条例として再編整備しようとするものであります。

なお、新基金設立に当たっては、既存の原資に秋田しんせい農協からの出資金と由利地域で活動していた由利地区複合経営振興会の発展的解散に伴い、生じた現金を積み増しし、22年度の積立額は3,170万8,000円になるとの説明を受けております。

次に、議案第22号由利本荘市特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案ですが、これは、肉用牛購入のための資金貸付事業に充てる特別導入事業基金について、基本原資に含まれる国庫金を返還することに伴い、当該基金の額を減ずるための条文改正をしようとするものであります。

なお、国庫金の返還は平成23年度まで行うもので、今年度は2,877万円余りを返還し、基金の額を1億1,027万円とするものであります。

次に、議案第23号由利本荘市集落排水施設条例の一部を改正する条例案ですが、これは、新たに完成した本荘地区及び大内地区の3つの農業集落排水施設を別表に追加し、あわせて別表中の地番標記の修正をしようとするものであります。

次に、議案第24号由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案ですが、これは、新たに大内地域に10カ所、本荘地域に16カ所、それぞれ合併処理浄化槽を設置したことに伴い、別表に特定地域生活排水処理施設として追加しようとするものであります。

次に、議案第25号由利本荘市八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案ですが、これは、現在供用していない釣り場施設を別表から削除するとともに、パークゴルフ場の使用の単位を、1回につきから1日につきに改めるなどの改正をしようとするものであります。

次に、議案第26号由利本荘市鳥海高原子供の国条例の一部を改正する条例案ですが、これは、別表中のパークゴルフの使用の単位について議案第25号同様の措置を取り、あわせてゴーカートの使用料を上限額標記から現行料金の記載へ改めるなどの改正をしようとするものであります。

次に、議案第33号由利本荘市高齢者及び若者活性化活用農園施設条例を廃止する条例案ですが、これは、岩城地域の天然ガスを利用したガスハウス等の農園施設について、ガス井戸を廃止し、これら施設を解体するなどその用途を廃止することに伴い、当該条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第34号由利本荘市休養宿泊施設「鳥海荘」財政調整基金条例を廃止する条例案ですが、これは、平成20年度より指定管理者制度を導入している鳥海荘について、公営企業としての必要性がなくなったことから休養宿泊施設運営特別会計を廃止するに伴い、関連する基金条例を廃止しようとするものであります。

なお、基金残額は1万1,000円であり、廃止後は平成22年度一般会計に繰り入れるとの説明を受けております。

これら条例の制定案、一部改正案、廃止案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第42号平成22年度由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて及び議案第44号平成22年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについての2件がありますが、これらはいずれも新年度予算において一般会計から特別会計への繰り入れを行うに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

集落排水事業特別会計には11億円以内を、また、スキー場運営特別会計には1億4,000万円以内を、それぞれの事業推進のため繰り入れようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第47号平成21年度一般会計補正予算（第17号）であります。当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。

まず、歳入についてであります。

12款分担金及び負担金につきましては、県営ため池事業に係る分担金の増額であります。

13款使用料及び手数料につきましては、農林水産業及び商工観光各施設等の使用料及び手数料の実績見込みによる増減額が主なものであります。

14款国庫支出金につきましては、当委員会所管分の地域活性化・公共投資臨時交付金事業について、財源調整により市債に組み替えるための減額であります。

15款県支出金につきましては、各事業の実績見込みによる農林水産業費補助金の増減額と商工費補助金の減額、矢島小板戸地区の用水路復旧に係る災害復旧費補助金の減額、ふるさと雇用再生及び緊急雇用創出対策基金事業費補助金の減額であります。

16款財産収入につきましては、立木や間伐材及び各生産物の売り払い収入の実績見込みによる増減額が主なものであります。

18款繰入金につきましては、国庫金償還額確定に伴う特別導入事業基金繰入金の増額であります。

20款諸収入につきましては、事業精査による森林農地整備センター造林受託事業収入の減額と、農林水産業及び商工雑入のそれぞれの実績に基づく増減額であります。

21款市債につきましては、14款で触れました財源調整及び事業費確定による農林水産業債と商工債の増減額であります。

次に、歳出についてであります。歳入同様、年度末における各事業費の確定による精査、計数整理が主なものでありますが、各款ごとにご報告申し上げます。

5款労働費につきましては、高校生就職活動サポートセミナーの実績に基づく減額であります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費においては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として、本市とにかほ市が計画主体となり秋田しんせい農協が事業主体で実施している、水稻種子温湯消毒施設とペレット堆肥製造施設建設のための補助金のうち、にかほ市分について、当初、本市に負担金として納付される予定だったものが本市を經由せず直接助成することに変更となったため、この分を減額するほか、夢プランなどの各事業の実績見込みによる増減額及び集落排水事業繰出金の減額が主なもの

であります。

2 項林業費においては、民有林整備促進に対する市の単独かさ上げや各地域における林道改良事業、市有林管理事業等の実績見込みによる減額が主なものであります。

3 項水産業費においては、松ヶ崎漁港の港内しゅんせつに要する経費の追加が主なものであります。

7 款商工費につきましては、生活路線バス運行に係る補助金の確定による増額や新規雇用奨励助成金の実績見込みによる減額、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業で実施している各観光施設修繕の額確定による減額と猿倉温泉 3 号井の動力設置等工事に要する経費の追加並びに各観光施設の管理・運営に要する経費の精査による増減額が主なものであります。

11 款災害復旧費につきましては、歳入 15 款で触れました矢島小板戸地区の用水路復旧事業費の額確定による減額であります。

13 款諸支出金につきましては、東由利地域の水源地涵養機能保全林の立木取得の額確定に伴う増額であります。

次に、繰越明許費補正についてであります。当委員会所管分の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業のうち今年度内に完了できないものについてのほか、6 款では林道改良や市有林管理事業及び市内 3 漁港の整備、7 款では矢島スキー場スキーハウス建設と猿倉温泉 3 号井開発事業、11 款では被災した林道の復旧事業など、年度内に完了できないものについてそれぞれ繰越明許費の設定をしようとするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、農業経営基盤強化資金利子補給について今年度資金利用額が確定したことに伴い追加しようとするものであります。

次に、議案第 57 号平成 21 年度集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。歳入においては精算見込みにより分担金と使用料をそれぞれ増減額するほか、一般会計繰入金の減額及び額確定に伴う市債の減額が主なもので、歳出においては各処理施設の維持管理費や各地区での事業精算見込みに伴う減額が主なものであります。

また、地方債においては、事業確定により農業集落排水事業の起債限度額の変更を行うものであり、これにより歳入歳出それぞれ 1,085 万 5,000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を 33 億 2,962 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 59 号平成 21 年度スキー場運営特別会計補正予算（第 3 号）であります。歳入においては矢島スキー場におけるリフト収入の減額と圧雪車購入請け差に伴う市債の減額、歳出においては同スキー場の管理費の精査による減額と歳入で触れました購入請け差に伴う設備費の減額であり、これにより歳入歳出それぞれ 424 万 2,000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を 1 億 2,677 万 3,000 円とするものであります。

また、矢島スキー場駐車場のり面崩落復旧事業について、同じ区域で実施されている県営治山工事が繰り越されることに伴い、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上の補正予算 3 件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて平成 22 年度予算についてであります。

初めに、議案第 64 号平成 22 年度一般会計予算のうち当委員会に審査付託になりました、

その主な内容についてご報告申し上げます。

12款分担金及び負担金につきましては、基盤整備や土地改良事業に係る受益者の分担金・負担金と道の駅岩城の各施設の電力使用負担金であります。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料においては農林水産業と商工観光各施設の使用料、2項手数料においては畜産施設に係る手数料であります。

14款国庫支出金につきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金であります。

15款県支出金につきましては、各事業に対する補助金・委託金であります。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入においては農業施設等に係る土地建物や草地の貸付収入が主なもので、2項財産売却収入においては立木や各生産物の売り払い収入及び岩城地域の風力発電売電収入であります。

18款繰入金につきましては、2項基金繰入金において、特別導入事業基金の国への平成22年度返還分に係る繰入金、本荘石脇コミュニティセンター等基金に係る繰入金、議案第7号で触れました由利本荘市畑作振興基金に係る繰入金であります。

20款諸収入につきましては、3項貸付金元利収入では、労働費・農林水産業費・商工費での各預託金や貸付金に係る回収金が主なもので、4項受託事業収入では、森林農地整備センターの造林受託事業収入、このほかは雑入であります。

21款市債につきましては、各事業実施のための起債であります。

次に、歳出についてその主なものを各款ごとにご説明申し上げます。

5款労働費につきましては、シルバー人材センターへの運営費補助金や勤労者への融資支援としての労働金庫への預託金が主なものであります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費においては、国の制度変更により減額される転作補助金の激変緩和対策である転作支援事業、県内3カ所の家畜市場を統合して本市に建設する秋田県統合家畜市場整備事業、歳入14款で触れました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として秋田しんせい農協が実施主体となる養豚施設整備事業、地域の農業生産の担い手となる経営体支援や繁殖用雌牛導入支援のための今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業等に要する経費、農地・水・農村環境保全向上活動支援や土地改良、用排水施設などの農業基盤整備を進めるために要する経費が主なもので、さらに集落排水事業特別会計への繰出金も措置されております。

2項林業費においては、民有林造林への市の単独かさ上げ補助や森林整備地域活動支援のために要する経費及び市有林の管理・保育等に要する経費、県の水と緑の森づくり税事業に採択された、ふれあいの森整備支援事業等のための経費が主なものであります。

3項水産業費においては、水産資源養殖推進のための経費や道川漁港北防波堤工事、西目漁港の防波堤機能強化、松ヶ崎漁港の航路・泊地のしゅんせつに要する経費が主なものであります。

7款商工費につきましては、新卒の正社員を採用した事業主に対する新規雇用奨励助成事業、中小企業の経営安定のための融資あっせん事業への利子と保証料補給のための経費、由利高原鉄道や生活バス路線運行維持に要する経費、日本語版と外国語版の観光ガイドブック作成や観光誘導看板設置に要する経費、市観光協会や市民団体が実施する各種イベント開催等への補助、市内各観光施設の維持管理のための経費等が主なものであり、さらにスキー場運営特別会計への繰出金も措置されております。

11款災害復旧費につきましては、1項農林水産業施設災害復旧費において、万一の被災に備え、林道施設の維持補修・管理のための経費を措置するものであります。

13款諸支出金につきましては、水源涵養と森林環境保全のための立木購入に要する経費を措置するものであります。

なお、秋田県統合家畜市場の建設につきましては、当局より、本市が開設地に決定された平成20年12月以降、市議会の改選を挟みながら全員協議会や常任委員会等で報告を受けてまいりました。今日の厳しい財政状況の中、本市が補助する上限額を3億5,000万円とし、これに合併特例債を活用し、本市が負担する実質額は1億4,000万円余りとの説明を受けましたが、本委員会といたしましては、この統合家畜市場が本市に開設することにより、市場建設というハード面のみならず新市発足から積み上げてきた秋田由利牛振興のための施策等ソフト面においても、より一層の充実が図られることを期待するものであります。また、市当局におかれましては、地元畜産農家を初め市民の皆様へ本市への開設は成功だったとご理解いただけるよう、県や農協との連携を緊密にし、畜産振興にご尽力いただくようお願いするものであります。

また、歳出6款及び7款には、所管の各施設の指定管理料が措置されておりますが、本市の第三セクター9社中8社がこれら27施設のうち15施設の指定管理者に指定されていることから、本委員会では、その社長である村上副市長に三セクが抱えている課題に対する考えを直接お伺いいたしました。村上副市長からは、経営改善のための方策や市の政策と三セクの経営との連携を図る研究への抱負など、今後の方向性を伺うことができました。

本委員会といたしましては、村上副市長初め関係職員、三セク社員の方々が各社の設置目的等を勘案しながら、それぞれの地域のみにとどまらず、すべてが本市の共有財産であることを認識しながら今後取り組まれることがよい結果につながると期待するものであります。

次に、議案第74号平成22年度集落排水事業特別会計予算であります。歳入は受益者からの分担金と使用料、国・県補助金、一般会計繰入金及び市債、歳出は各処理施設の維持管理費や農業集落排水事業と特定地域生活排水事業に係る整備費、基金積立金及び償還金が主なものであります。また、地方債については、各事業に係る起債と資本費平準化債の起債についてそれぞれ限度額等を定めるものであり、歳入歳出予算の総額を23億5,314万8,000円とするものであります。

これは、前年度に比して33.8%、12億200万円ほどの減となっておりますが、その主な要因は、小友第三地区、葛岡新田地区及び大琴地区整備事業の終了と借換債の減であります。

次に、議案第76号平成22年度スキー場運営特別会計予算であります。歳出は矢島及び鳥海オコジョランドの両スキー場の維持管理等、施設運営に要する経費及び償還金が主なもので、これらの財源として2つのスキー場の事業収入と一般会計繰入金などを充てるものであり、歳入歳出予算の総額を1億5,310万9,000円とするものであります。

これは、前年度に比して27.9%、3,300万円ほどの増となっておりますが、この主な要因は、矢島スキー場クワッドリフト整備事業に係る元金償還開始に伴う償還金の増であります。

以上の新年度会計予算3件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてご報告申し上げます。

陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書提出についての陳情であります。これは、地域最低賃金を大幅に引き上げること、全国一律最低賃金制度確立に向け地域間格差を縮小させるための施策を進めること、また、最低賃金の引き上げに当たっては中小零細業者の経営支援策と生活支援策を十分に講じることの3点について、国に意見書の提出を求めるものであります。

現在の経済情勢の中での大幅な賃上げは経営者側への負担が大きいことや、全国一律最低賃金制度の確立については低い単価へ統一される懸念があるとの意見がありました。生活保護施策との整合性の関係からも取り組まれるべき課題であり、また、賃上げに際しての経営支援策等についても言及されていることに注目すべきとの意見があり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。24番本間明君。

【建設常任委員長（本間明君）登壇】

○建設常任委員長（本間明君） 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除き、条例改正3件、指定管理者の指定1件、特別会計への繰り入れ3件、補正予算5件、新年度予算5件の合計17件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正に関する案件であります。

議案第27号由利本荘市手数料条例の一部を改正する条例案ですが、これは、県から権限移譲される優良宅地認定事務に係る手数料について規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第28号由利本荘市公共住宅管理条例の一部を改正する条例案ですが、これは、東由利地域の若者住宅の名称の変更及び入居資格に係る年齢要件を撤廃しようとするものであります。

次に、議案第29号由利本荘市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、これは、三条地区の一部にガス供給区域が拡大したことに伴い、別表を整備しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました3件の条例の一部改正につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、指定管理者の指定に関する案件であります。

議案第38号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、大台飲料水供給施設など本年3月末日で指定期間が満了する8施設及び新たに指定管理者を指定しようとする2施設、計10施設の指定管理者について、指定管理者選定委員会での審議結果に基づき、大台水道管理組合などの団体を平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間を指定期間として指定するに当たり議会の議決を得ようとするものであり、

原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、特別会計への繰り入れ案件であります。

議案第39号平成21年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰り入れについて、議案第41号平成22年度由利本荘市下水道事業特別会計への繰り入れについて及び議案第43号平成22年度由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰り入れについての3件であります。これは、平成21年度に関しては地域活性化・公共投資臨時交付金を措置する会計を簡易水道特別会計から一般会計へ変更することに伴い、一般会計から簡易水道事業への繰り入れを4億円以内から6億円以内に改めるものであり、また、平成22年度に関しては一般会計から下水道事業へ15億円以内、簡易水道事業へは4億円以内を各特別会計に繰り入れすることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を得ようとするものであり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、平成21年度各会計の補正予算の案件であります。各会計とも年度末における事業費等の精査及び職員人件費等の措置であります。なお、各会計に共通することから、件名のうち「平成21年度由利本荘市」は省略してご報告させていただきます。

初めに、議案第47号一般会計補正予算（第17号）のうち当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款から15款、20款及び21款、歳出では4款、8款及び11款並びに繰越明許費8款及び11款であります。主な内容につきましてご報告申し上げます。

歳入において、13款使用料及び手数料では、実績見込みによる道路占用料の増額が主なものであります。

14款国庫支出金では、実績見込みによる公共土木施設災害復旧費負担金の減額及び由利滝沢館団地の下水道接続工事を後年度の建てかえ事業とあわせて実施することなどによる、公営住宅建設事業費補助金及び地域活性化・公共投資臨時交付金の減額が主なものであります。

15款県支出金では、事業費の確定による浄化槽整備事業費補助金の増額及び緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金の減額であります。

20款諸収入では、下山寺団地火災共済給付金確定による減額であります。

21款市債では、財源を起債から地域活性化・公共投資臨時交付金に変更することによる急傾斜地崩壊対策事業債の減額及び大町銀座通線の事業費精査に伴う本荘市街地地区整備事業債の増額が主なものであります。

一方、歳出において、4款衛生費では、地域活性化・公共投資臨時交付金相当額の簡易水道事業特別会計への繰り出し金の増額が主なものであります。

8款土木費では、補助及び交付金事業の実績見込みによる事業費の減額及び組み替え、大町銀座通線の事業費精査に伴う増額及び下水道事業特別会計への繰り出し金の減額が主なものであります。

11款災害復旧費では、事業の実績見込みによる減額であります。

また、繰越明許費補正については、補償交渉などや関係機関との協議に不測の日数を要したこと、地域活性化・きめ細かな臨時交付金に対応する事業で雪解け後の施工が必要な場合など種々の理由により事業の年度内完成が困難となったため、8款土木費及び11款災害復旧費において、市道維持改良事業、地方道路整備臨時交付金事業、本荘中央地区土地区画整理事業及び公共土木施設災害復旧事業など14件の事業について、繰越明

許費を設定しようとするものであります。

次に、議案第56号下水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。歳入では下水道費負担金、下水道使用料及び諸収入の下水道施設移転補償費などの増額、一般会計繰入金の減額が主なものであります。一方、歳出では精査による施設の維持管理費及び事業費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ851万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を30億9,793万円にしようとするものであります。

次に、議案第58号簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では地域活性化・公共投資臨時交付金の振りかえ分の一般会計繰入金及び前年度繰越金の増額、現年度分の水道使用料、水道施設整備費補助金及び市債の減額が主なものであります。一方、歳出では精査による施設の維持管理費及び簡易水道施設整備事業費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ8,460万9,000円減額し、補正後の歳入歳出予算総額を14億9,211万7,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。簡易水道事業の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第62号水道事業会計補正予算（第4号）であります。収益的支出において、水道料金の不納欠損予定額を180万3,000円増額し、総額を13億4,962万9,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、精査により企業債及び工事負担金を1億2,889万7,000円減額し、総額を7億8,112万4,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、精査により委託料及び工事請負費を6,268万8,000円減額し、総額を14億4,279万1,000円にしようとするものであります。

また、企業債の補正につきましては、水道施設整備事業の起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第63号ガス事業会計補正予算（第4号）についてであります。年間総販売量を3万3,700立方メートル減量し、729万立方メートルにしようとするものであります。

また、収益的収入において、精査によりガス料金及び器具販売収益を3,583万4,000円減額し、総額を10億4,005万6,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、精査により原料費、委託作業費及び器具原価を2,412万7,000円減額し、総額を9億9,539万7,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、工事負担金の確定により1,150万円減額し、総額を6億5,090万1,000円にしようとするものであります。

一方、同じく支出において、工事請負費を1,150万円減額し、総額を9億4,227万円にしようとするものであります。

また、棚卸資産の購入限度額を変更しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算であります。平成21年度補正予算と同様に件名の「平成22年度由利本荘市」は省略してご報告させていただきます。

初めに、議案第64号一般会計予算のうち当常任委員会に審査付託になりましたのは、

歳入では12款から15款、20款及び21款、歳出では4款、8款及び11款並びに継続費8款であります。主な内容につきましてご報告申し上げます。

歳入であります。12款分担金及び負担金では、東北電力等からの電線共同溝建設費負担金であります。

13款使用料及び手数料では、小規模水道等使用料、道路占用料及び住宅使用料などあります。

14款国庫支出金では、道路整備、除雪車両配備、由利橋架け替え、土地区画整理及び公営住宅建設事業などにかかわる交付金及び補助金であります。

15款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金、秋田県公共団体施行土地区画整理事業費補助金及び県道除雪委託金などあります。

20款諸収入では、雑入の電話利用収入などあります。

21款市債では、道路・橋梁の整備、急傾斜地崩壊対策、区画整理街路事業、市街地地区整備事業及び公営住宅建設事業などにかかわる市債が計上されております。

一方、歳出であります。4款衛生費では、浄化槽設置、上下水道、簡易水道及び小規模水道にかかわる経費が計上されております。

8款土木費では、道路の維持管理や新設・改良、除排雪、橋梁の新設・改良、土地区画整理、下水道、都市公園及び公営住宅などにかかわる経費が計上されております。

11款災害復旧費では、公共土木災害に係る現年・単独それぞれの復旧経費が計上されております。

また、8款土木費の由利橋架替事業上部工設置工事において、平成22年度から平成24年度までの3年間で総額21億400万円の継続費を設定しようとするものであります。

次に、議案第73号下水道事業特別会計予算であります。これは、公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、処理施設の維持管理費、下水道幹線・支線の整備費、道川終末処理場脱水施設工事及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。その財源は、下水道費負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額を25億6,805万5,000円にしようとするものであります。

また、特定環境保全公共下水道事業費の道川処理区について、平成22年度から平成23年度までの2年間で総額1億400万円の継続費を設定しようとするものであります。

また、公共下水道事業等における地方債の限度額など及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第75号簡易水道事業特別会計予算であります。これは、本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利地域それぞれの簡易水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、処理施設の維持管理費、亀田地区統合簡易水道施設整備費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。その財源は、水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、水道管移設補償費及び市債などであり、歳入歳出予算総額を12億2,185万2,000円にしようとするものであります。

また、簡易水道事業における地方債の限度額など及び一時借入金の借入最高額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第80号水道事業会計予算であります。平成22年度の業務予定量を給水戸数で2万2,370戸、年間総給水量で776万9,000立方メートルと見込み、収益的収入においては、水道料金、工事検査手数料、簡易水道管理業務等受託料及び一般会計補助金などを主なものとし、予定額を14億3,859万5,000円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費や施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などを主なものとし、予定額を13億651万2,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入においては、企業債、下水道、区画整理事業など水道管移設工事負担金、一般会計出資金及び国補助金で予定額を12億7,280万7,000円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費のほか由利原浄水場建設事業、配水管布設及び企業債の償還にかかわる経費などを主なものとし、予定額を17億6,492万7,000円にしようとするものであります。

なお、由利原浄水場建設事業について、平成22年度から平成24年度までの3年間で総額34億3,158万2,000円の継続費の設定及び上下水道料金等システム賃借料に係る債務負担行為の設定並びに高度浄水施設整備事業等において企業債の限度額などを設定しようとするものであり、また、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第81号ガス事業会計予算であります。平成22年度の業務予定量を供給戸数で8,847戸、年間総販売量を734万2,000立方メートルと見込み、収益的収入においては、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益及び一般会計補助金などを主なものとし、予定額を10億2,664万円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費や各種維持管理費、器具販売費及び企業債利息などを主なものとし、予定額を9億7,475万5,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入においては、公共下水道及び土地区画整理事業などに伴う工事負担金や企業債であり、予定額を1億8,790万1,000円にしようとするものであります。

また、支出においては、人件費のほか供給管移設工事請負費及び企業債の償還にかかわる経費などが主なものであり、予定額を4億8,585万1,000円にしようとするものであります。

なお、供給設備整備事業において企業債の限度額などを設定しようとするものであり、また、一時借入金の限度額及び棚卸資産購入限度額をそれぞれ設定しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました新年度予算につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、委員から、建設部及びガス水道局所管の各種団体への負担金については、その団体の設立目的や活動内容等を調査し、適切な負担金の支出に十分に配慮いただきたい旨の要望がありましたことを申し添えます。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部功君） 次に、（仮称）文化複合施設整備特別委員長の報告を求めます。19番佐藤賢一君。

【（仮称）文化複合施設整備特別委員長（佐藤賢一君）登壇】

○（仮称）文化複合施設整備特別委員長（佐藤賢一君） （仮称）文化複合施設整備特別委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当特別委員会に審査付託になりました案件は、補正予算1件、新年度予算1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

議案第47号平成21年度由利本荘市一般会計補正予算（第17号）について、当特別委員会に審査付託になりましたのは、継続費第8款及び繰越明許費第8款であります。

まず、継続費第8款土木費については、平成20年度から平成22年度まで3カ年の継続事業であるまちづくり交付金事業（文化複合施設建設事業）を平成22年度当初予算に合わせて変更するものであります。

主な内容といたしましては、文化複合施設の外構工事の一部、システム関連工事及び保安関連工事など本体工事に密接に関連のある工事を本体工事に追加するものであり、1億2,520万円を増額するものであります。

このことにより、平成22年度の年割額を41億7,352万円から42億9,872万円に変更し、総額58億3,661万4,000円から59億6,181万4,000円に変更するものであります。

次に、繰越明許費第8款土木費については、まちづくり交付金事業の文化複合施設の管理運営計画策定委託業務において自主事業実施の基本方針の検討に時間を要しているため、834万8,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、ご報告いたしました補正予算につきましては、提案の趣旨をを了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議案第64号平成22年度由利本荘市一般会計予算について、当特別委員会に付託になりましたのは、歳入第14款、21款、歳出第8款であります。

まず、歳入第14款国庫支出金については、まちづくり交付金のうち9億5,655万円が文化複合施設整備に係る分であります。

また、歳入第21款市債については、本荘市街地地区整備事業債のうち35億6,010万円が文化複合施設整備に係る分であります。

次に、歳出第8款土木費については、5項都市計画費の都市計画総務費のうち文化複合施設本体工事、外構工事及び市道東町南線道路改良工事の工事請負費として44億9,101万5,000円、本体工事、外構工事に対応する工事監理業務及び管理運営計画策定業務の委託料として8,490万5,000円、また、未契約部分の用地購入費・移転補償費として7,544万2,000円が主なものであり、合計金額46億5,228万3,000円が文化複合施設整備に係る分であります。

以上、ご報告いたしました新年度予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

○議長（渡部功君） 以上をもって、各委員長の審査報告を終わります。

この際、10分間休憩いたします。

午後 2時24分 休 憩

午後 2時37分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案、陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。関連または必要と認めるときは、議案、陳情等を一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案、陳情等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略したいと思っておりますので、ご了承願います。

○議長（渡部功君） 日程第5、議案第5号職員倫理に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第6、議案第6号西滝沢水辺プラザ条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第7、議案第7号畑作振興基金条例の制定についてを議題とい

たします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第8、議案第8号外部評価委員会条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第9、議案第9号組織条例及び行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第9号は、原案のとおり可決され

ました。

○議長（渡部功君） 日程第10、議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第11、議案第11号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第12、議案第12号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第13、議案第13号特別会計条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第14、議案第14号由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第15、議案第15号移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案及び日程第16、議案第16号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第15号及び議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第17、議案第17号由利本荘ブロードバンドネットワーク使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第18、議案第18号電気通信事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第19、議案第19号入院医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第20、議案第20号ごみ処理施設設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第21、議案第21号デイサービスセンター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第22、議案第22号特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第23、議案第23号集落排水施設条例の一部を改正する条例案及び日程第24、議案第24号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第23号及び議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第25、議案第25号八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案及び日程第26、議案第26号鳥海高原子供の国条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第25号及び議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第27、議案第27号手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第28、議案第28号公共住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第29、議案第29号ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第30、議案第30号学校設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第31、議案第31号光ファイバ網テレビ共同受信システム条例及び光ファイバ網テレビ共同受信システム分担金及び使用料徴収条例を廃止する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第32、議案第32号由利老人福祉施設条例を廃止する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第33、議案第33号高齢者及び若者活性化活用農園施設条例を廃止する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第34、議案第34号休養宿泊施設「鳥海荘」財政調整基金条例を廃止する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第35、議案第35号移動通信用鉄塔施設用伝送路整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第36、議案第37号財産の無償譲渡についてを議題といたします。教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第37、議案第38号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第38、議案第39号から日程第43、議案第44号までの平成21年度簡易水道事業及び平成22年度介護サービス・下水道・集落排水・簡易水道・スキー場各事業特別会計への一般会計からの繰り入れについての6件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第39号から議案第44号までの6件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第44、議案第47号平成21年度一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

各所管委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第45、議案第48号平成21年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第46、議案第49号平成21年度老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第47、議案第50号平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第48、議案第51号平成21年度受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第49、議案第52号平成21年度情報センター特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第50、議案第53号平成21年度地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第51、議案第54号平成21年度奨学資金特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第54号は、原案のとおり可決さ

れました。

- 議長（渡部功君） 日程第52、議案第55号平成21年度介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第55号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第53、議案第56号平成21年度下水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第56号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第54、議案第57号平成21年度集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第57号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第55、議案第58号平成21年度簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第58号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第56、議案第59号平成21年度スキー場運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第59号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第57、議案第60号平成21年度小友財産区特別会計補正予算（第2号）及び日程第58、議案第61号平成21年度松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第60号及び議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第59、議案第62号平成21年度水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第60、議案第63号平成21年度ガス事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第61、議案第64号平成22年度一般会計予算を議題といたします。

各所管委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

○3番（佐々木隆一君） 議長。

○議長（渡部功君） はい。

○3番（佐々木隆一君） 退席します。

【3番（佐々木隆一君）退席】

○議長（渡部功君） 本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第64号は、原案のとおり可決されました。

【3番（佐々木隆一君）復席】

○議長（渡部功君） 日程第62、議案第65号平成22年度国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第63、議案第66号平成22年度老人保健特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第64、議案第67号平成22年度後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論の通告がありますので、これを許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 議案第67号平成22年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

本制度は、発足当初からいわゆるうば捨て山、あるいは高齢者差別、また、基本的人権への差別そのものである、そのような批判が集中しました。成立後は、総選挙前には4野党での廃止法案が参議院で可決に至り、民主党は総選挙のマニフェストに廃止を掲げて政権交代が実現し、国民の皆さんの多くが廃止されることを一日千秋の思いで待ちわびていたわけであります。

しかし、民主党連合政権は公約に反して1期4年の中で新制度に移行するとして、2013年、平成25年まで現行制度を継続し、その間、新制度のあり方については、厚生労働大臣が主宰する後期高齢者医療制度改革会議なるものを設置して検討しているようであります。

このまま新年度を迎えることになれば、医療給付の増大等による保険料の引き上げが連続することは明らかであります。今でさえ診療抑制が発生していることに加えて、医療難民が多数生み出されるであろうことが想像されます。市民の命と健康に直結する重要な課題であり、市当局としても市民の暮らしの実態や声を具体的に把握し、制度運営に責任を負う機関として、単に法に基づく執行にとどまらず市民の願いを政府に届け、一日も早く制度廃止となるよう取り組む必要があるのではないかと考えるものであります。

県の後期高齢者医療広域連合議会の資料によりますと、平成20年度の剰余金は15億7,000万円、平成21年度の剰余金見込み額は約1億7,000万円、財政安定化基金は2カ年で約4億5,000万円の取り崩しを行う予定とのこと。また、療養費など、国などへのこれは返還金が含まれているものの、20年度特別会計決算で36億円の黒字であります。積立金が13億8,000万円となっております。

ここで言いたいのは、これらを予算措置することによって保険料の値上げをしなくともいいようなものであります。平成22年、23年度の保険料の所得割を0.06%引き上げ、均等割を499円引き上げ、実質1人当たり年額3万7,108円から3万8,100円と、年額1,002円の負担増を求めています。県内の対象者は17万人であります。1億7,000万円余りを手当てすることによって負担増を抑えることができると考えるものであります。

現在の秋田県内の後期高齢者の生活実態、また、県民の生活状況から見ても、わずか

年1,002円といっても保険料の値上げはするべきではないと考えるものであります。

国の制度ではありますが、単に法に基づく執行にとどまらず、市民の願い、住民の切なる願い、声なき声を政府・地方6団体などに届けていくということも大切なことかと思われまます。

先般の一般質問でも私述べましたが、今、米軍基地のことが沖縄初め全国で問題となっております。その米軍駐留経費が3,400億円、いわゆる思いやり予算であります。思いやる相手が間違っているのではありませんか。これを全廃すれば、後期高齢者医療制度の廃止に伴う2,000億円の予算を初め福祉、教育に回すことができるのであります。

以上が反対討論であります。私は先ほど一般会計予算案に退席し、棄権しました。全国に先駆けての子宮頸がん予防の助成、小学3年生までの福祉医療の拡充、住宅リフォーム助成など市民の立場に立ったものとして高く評価するものであります。しかしながら国政とのかかわり合いもあり、また、前市政からの流れもあります。硬直化した財政基盤、合併の理念からも大きく外れた市民不在の行財政改革等々は認めるわけにはいかないとのことで、保留の立場をとったことをつけ加えるものであります。

以上であります。

○議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、起立採決いたします。委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第65、議案第68号平成22年度受託施設休日応急診療所運営特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第66、議案第69号平成22年度情報センター特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第67、議案第70号平成22年度地域情報化事業特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第68、議案第71号平成22年度奨学資金特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第69、議案第72号平成22年度介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第72号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第70、議案第73号平成22年度下水道事業特別会計予算を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第71、議案第74号平成22年度集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第74号は、原案のとおり可決さ

れました。

-
- 議長（渡部功君） 日程第72、議案第75号平成22年度簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第75号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（渡部功君） 日程第73、議案第76号平成22年度スキー場運営特別会計予算を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第76号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（渡部功君） 日程第74、議案第77号平成22年度小友財産区特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第77号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第75、議案第78号平成22年度北内越財産区特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第78号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第76、議案第79号平成22年度松ヶ崎財産区特別会計予算を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第79号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部功君） 日程第77、議案第80号平成22年度水道事業会計予算を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第80号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第78、議案第81号平成22年度ガス事業会計予算を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第79、陳情第1号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって陳情第1号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第80、陳情第2号非核三原則の法制化を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって陳情第2号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第81、継続審査中の平成21年陳情第21号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の平成21年陳情第21号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第82、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第2号核兵器廃絶に向けた国際的な核軍縮・不拡散体制の強化を求める意見書の提出についてを上程し、提案者の説明を求めます。18番伊藤順男君。

【18番（伊藤順男君）登壇】

○18番（伊藤順男君） 秋田県原爆被害者団体協議会から出されております陳情第2号が本議会において採択となりましたので、私から核兵器廃絶に向けた国際的な核軍縮・不拡散体制の強化を求める意見書（案）については、朗読をもって提案にかえたいと存じます。

その前に非核三原則についてであります。核兵器をいわゆるつくらず、持たず、そしてまた持ち込ませずというようなことで、1968年の佐藤栄作首相が政策としてあらわしたものであります。そしてまた、その3年後の1971年には国会決議もされたものであります。

それでは朗読をいたします。

我が国は、広島、長崎に原爆を投下された世界で唯一の被爆国として、これまでも非核三原則を国是として、核兵器の廃絶を求めてきた。

本市議会においても平成17年6月に、秋田県内における平成の合併後の市議会としては初めて非核・平和自治体宣言に関する決議を可決し、真の平和と核兵器の全面禁止・廃絶を求め、恒久平和への強い意思を内外に表明しているところである。

しかしながら、現在においても、核兵器のみならず、核爆弾搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。このような中、昨年4月5日、オバマ米国大統領はプラハで行った演説において、唯一の加害国として、平和で安全な核兵器のない世界を追求する決意を表明した。

また、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し、国連安保理決議第1874号等で断固たる拒否の姿勢を示したところである。

さらに、昨年9月24日には、核不拡散・核軍縮に関する国連安保理首脳会合において、核兵器のない世界に向けて、核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティー等を包括的にカバーする具体的な取り組みをうたった、国連安保理決議第1887号が全会一致で採択されたところである。

このような新たな機運をとらえ、核兵器廃絶の動き、とりわけ北朝鮮の核問題を含む地域の核廃絶への対応を、国際的な潮流とすべく努力しなければならない。

よって、国においては2010年核拡散防止条約（NPT）運用検討会議において主導的役割を果たすとともに、米国、ロシア、中国など核保有国を初めとする国際社会に働きかけ、核廃絶、核軍縮、核不拡散に向けた努力を一層強化するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をお願いをします。

○議長（渡部功君） これにて提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、議員発案第2号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第83、議員発案第2号を議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時50分 休 憩

午後 4時06分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、議員発案第3号由利本荘市議会委員会条例の一部改正について並びに先ほど採択されました陳情に係る委員会発案第1号最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書の提出について、及び委員会発案第2号非核三原則の法制化を求める意見書の提出についてを日程に追加することにいたしました。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております議員発案第3号並びに委員会発案第1号及び委員会発案第2号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第84、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。議員発案第3号由利本荘市議会委員会条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により提案説明を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、提案説明を省略することに決定いたしました。

また、同条同項の規定により、議員発案第3号については委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第3号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第3号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第85、議員発案第3号を議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部功君） 日程第86、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第1号最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書の提出について及び委員会発案第2号非核三原則の法制化を求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により提案説明を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号については、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号及び委員会発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部功君） 日程第87、委員会発案第1号及び日程第88、委員会発案第2号を一括議題といたします。

採決いたします。本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部功君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（渡部功君） 以上をもって今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る2月22日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表すとともに、これにご協力いただきました市当局並びに関係各位に対し、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成22年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 4時13分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 高 橋 信 雄

議 員 若 林 徹